



田島一成後援会会則

第1条 本会は「田島一成後援会」と称する。

(所在地)

第2条 本会は、事務局を滋賀県彦根市西中央町5-14番地におく。

(目的)

第3条 本会は、田島一成の政治活動の支援と会員相互の親睦・交流・広報活動を目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 自由で公正な社会の実現を目指すための政策研究会の開催。
- (2) 国政報告会等政治に関する各種講習会の開催。
- (3) 政治活動を紹介する機関誌の発行。
- (4) 会員相互の交流に関する事業。
- (5) その他、本会目的達成のために必要な事業。

(会員)

第5条 本会は、前3条の趣旨に賛同し入会を希望する個人及び法人をもって会員とする。

(入会手続き)

第6条 個人会員及び法人会員は、規定の入会申請書を提出しなければならない。

(退会の手続き)

第7条 本会を退会する者は、会長宛に退会届けを提出しなければならない。

(役員)

第8条 本会に次の役員をおく。

- | | |
|-----------|-----|
| (1) 会長 | 1名 |
| (2) 副会長 | 2名 |
| (3) 幹事長 | 1名 |
| (4) 事務局長 | 1名 |
| (5) 幹事 | 若干名 |
| (6) 会計責任者 | 1名 |
| (7) 監事 | 2名 |

(顧問)

第9条 本会に顧問をおくことができる。顧問は会長が委嘱し幹事会に出席し助言を与えることができる。

(役員を選出及び任期)

第10条 役員を選出は、総会においてこれを行い任期は1年とする。但し再任を妨げない。

2. 任期の途中で役員に欠員が生じたときは、幹事会において選出する。但し、後任者の任期は前任者の残任期間とする。

(役員業務)

第11条 役員業務は次の通りとする。

- (1) 会長は本会を代表する。
- (2) 副会長は会長を補佐し会長に事故ある時は会長を代理する。
- (3) 幹事は幹事長、事務局長のもとに本会の一般会務を掌握し、事業運営にあたる。
- (4) 会計責任者は本会の会計業務を処理する。
- (5) 監事は本会の業務および財務を監査する。

(総会)

第12条 総会は年1回開催し会長がこれを招集する。

2. 総会の定足数は会員の過半数とし、議事は出席者の過半数をもって決する。

(幹事会)

第13条 幹事会は決議機関であってその都度の問題を処理するためおく。

2. 幹事会の運営は次の通りとする。

(1) 構成

幹事会は第8条に定める監事を除く役員でもって構成し会議の招集は会長があたる。

(2) 召集

幹事会は会長が必要と認めたときに招集する。

(3) 付議事項

幹事会には次の事項を付議しなければならない。

- ① 役員退任、解任
- ② 事業計画ならびに予算、決算承認
- ③ 本会則の改廃。
- ④ その他必要な事項。

(支部組織)

第14条 本会の統括のもとに支部組織をおく。

- (1) 支部組織役員構成においても前8条の通り、支部における役員体制をとる。
- (2) 支部役員の内、支部長、副支部長、幹事長、事務局長が本会の幹事にあたる。

(会計)

第15条 本会は賛助金、寄付金その他の収入をもって運営する。

(会計年度)

第16条 本会の会計年度は、毎年1月1日から12月31日までとする。

- (2) 会計責任者は、本会の経理について年1回監事による監査を受け、その監査意見書を付して総会に報告する。

(会則の改廃)

第17条 本会則の改廃は、総会において決定する。

(補則)

第18条 本会則に定めなき事項については幹事会で決定する。

(施行)

第19条

制定 平成 2年11月18日

改定 平成16年 5月11日

以 上